一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

- 1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
- 2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。 枚数は、表紙を含めて6枚あります。
- 3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
- 4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」 を確実に記入してください。
- 5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」 を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが あります。
- 6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、 不合格扱いとします。
- 7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。 解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう 静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
- 8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

| 申請者名(事業者名) | 席番号 | | | |
|--|------|------|---------|----|
| 記入者名(受験者名) | 9 | | | |
| | | | | |
| I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうで()内に記入しなさい。 | ごないも | のには | t × I | 印を |
| 1. 事業者は、事業用自動車が転覆したときは、遅滞なく事故の種類、原 定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。 (道路運送法) | | | 交通省 | 令で |
| | | (| 0 |) |
| 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以 旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。(道路運送法施行規具) | | _ | 貸し切 | つて |
| | | (| × |) |
| 3. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならなV | | | | |
| | | (| 0 |) |
| 4. 事業者は、運送引受義務があるため申込者から特別の負担を求められならない。(道路運送法第13条) | ても運 | 差の拒絶 | 色をし | ては |
| | | (| × |) |
| 5. 非常口を設けた自動車には、非常口又はその附近に、見やすいようにらの開放の方法が表示されていなければならない。この場合において置を表示するときは、その灯光の色は、緑色でなければならない。 (道路運送車両の保安基準第26条) | | | | |
| | | / | \circ | ` |

| 6 | 旅事業者はその事業を休止したときは、その日から三十日以内に届け出なけ (道路運送法第38条) | ·ればならない。 | | | |
|-----|---|----------|-----|----|--|
| | (AEPHALICIEN/V C C NO) | (| × |) | |
| 7 | 安全統括管理者は、法令に定める方法で行つた日常点検の結果に基づき、運なければならない。(車両法施行規則第32条) | 行の可 | 否を決 | 定し | |
| | | (| × |) | |
| 8 | 事業者は、法令及び告示の規定による運送引受書の写しを当該運送終了の日 なければならない。(運輸規則第7条の2) | から五 | 年間保 | 存し | |
| | | (| × |) | |
| 9 | 事業者は、旅客の運賃及び料金を変更しようとするときは、あらかじめ、国 を受けなければならない。(道路運送法第9条の2) | 土交通 | 大臣の | 認可 | |
| | | (| × |) | |
| 10 | 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自 の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条) | 覚し、 | 絶えず | 輸送 | |
| | | (| 0 |) | |
| 11. | 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は た日から十五日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければな (道路運送車両法第13条) | - | | あっ | |
| | | (| 0 |) | |
| 12 | 旅客自動車運送事業者は、運行管理者に対し、運行管理規程の遵守について しなければならない。(運輸規則第48条の3) | 適切な | 指導監 | 督を | |
| | | (| 0 |) | |
| 13 | 旅客自動車運送事業者は、整備管理者として新たに選任した者に地方運輸局 けさせなければならない。(運輸規則第46条) | 長が行 | う研修 | を受 | |
| | | (| 0 |) | |
| 14 | 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新がなされたときは、その有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。(道路運送法第8条) | は従前 | の有効 | 期間 | |
| | | (| 0 |) | |
| 1 5 | 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運 ることができる。(運輸規則第7条の2) | 送引受 | 書を交 | 付す | |

II. 道路運送法に関する次の条文について、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第1条)

・道路運送法は (シ) と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の (ア) の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、 (オ) を確保し、道路運送の (カ) の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて (セ) を増進することを目的とする。

 ア. 需要
 イ. 道路運送車両法
 ウ. 車両数
 エ. 適正な運営
 オ. 輸送の安全

 カ. 利用者
 キ. 旅客の利便
 ク. 旅行業法
 ケ. 十分な売上
 コ. 訪日外国人

サ. 供 給 シ. 貨物自動車運送事業法 ス. 利 益 セ 公共の福祉 ソ. 道路交通法

Ⅲ. 旅客自動車運送事業の運行管理に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第24条)

- ・旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員に対して対面、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法、次項において同じ。)により(クまたはセ)を行い、次の各事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに(コ)の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。
 - ①道路運送車両法の規定による (キ) 又はその確認
 - ②運転者に対しては、(カ)の有無
 - ③運転者に対しては、疾病、疲労、(シ) その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - ④特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認

ア. 自動車の登録 イ. 運行指示書 ウ. 他社 エ. 事故歴 オ. 運動不足

カ. 酒気帯び キ. 点検の実施 ク. 点呼 ケ. 教育 コ. 事業用自動車

サ.健康診断 シ. 睡眠不足 ス. 指示 セ. 点呼 ソ. 安全な運転

| IV. | 次の文中の(| |)の部分にな | かてはまる | 語句を <u>答.</u> | | の欄に記入し | なさい。 |
|-----|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|---|----------------------------------|--|---|---------------------|
| 1 | . 事業者は、 (| | | | | 旅客自動車運 4 3条の1 5) | 送適正化機関 | に対し、 |
| | | | | | | 答 | 負担金 | |
| 2 | | こその旨を | 届け出なけれ | | | |) 以 も同様である。 | 人内に、地 |
| | | | | | | 答 | 十五日 | |
| 3 | | 人を運送す | る場合その他 | | • | 旅客の運送を 合は、この限 | しなければなら りではない。 | っない。た |
| | | | | | | 答 | 申込み | |
| 4 | . 一般旅客自! ならない。 | | | だ対し、収 | 又受した運 | 賃又は料金の <u>答.</u> | | をしては |
| 5 | く。)にあっ (旅客自動 者を生じた)以内(| っては、軽E 車運送事業 事故があっ こおいてで | 自動車、小型 者等が使用す たときは、1 | 特殊自動車 る自動車が 記話、ファ かに、その | 及び二輪の ぶ引き起こ クシミリ場 O事故の概 | D小型自動車を した事故にあ を置その他適当 要を運輸監理 | 送の用に供する なく。)についっては、1人) はな方法により 部長又は運輸す | ヽて、2人 以上の死 、(|
| | | | | | | <u>答</u> | 2 4 時間 | |

| ばな | りません。では、 | 下記の中で | で整備管理者は | こ与えな | ければ | ならな | いとされて | いる権 | 限を選び、 |
|----------------|---|---|---|--|----------------------------------|--|--|--|-------------------------------|
| 該当 | iする事項には ○ | 印を、そう | でない事項 | には × | 印を記 | 入しな | さい。 | | |
| (道路 | K運送車両法施行規 | 則第32第 | (*) | | | | | | |
| 1 | 日常点検の結果必 | 要な整備を | を実施するこ | と | (| 0 |) | | |
| 2 | 法に規定する定期 | 点検を実施 | 施すること | | (| 0 |) | | |
| 3 | 法に規定する定期 | 点検の実施 | 施計画を定め | ること | (| 0 |) | | |
| 4 | 営業所の休憩施設 | を清潔に仍 | 呆持すること | | (| × |) | | |
| ⑤ | 事業用自動車を清 | 潔に保持す | けること | | (| × |) | | |
| すに運経織等並る証輸営全のひ | 輸事業者における 次の文中、(記号を記入しなさい 事業者における安 下かの安全管理体制 の安全管理体制 の高齢化及び厳しい に社会的要請が高 はし、適切に運営す |)内 。 全管理の近 安全の確例 を構築・改 経営状況に まっている | に入る字句と 送め方に関する そのため、次に 女善するとと に起因する老に | して正し る <mark>ガイド</mark> こ掲げる もに、顕 朽化した | いもの ライン) 事項に 在化が 輸送施 | を下構 ついて 生む い と り り り り り り り り り り り り り り り り り り | 『 から選び 、主体的に 材不足に起 使用から生 | . (関与し、 因する に こ に る ち こ こ こ こ こ こ こ こ こ ら こ ら こ ら こ ら こ ら こ |)内 ・事業者組 社員・職員 全上の課題 |
| ④ ź (事) | , _ , _ , _ , | 定する。 その他経営 るなどして に指示する 。 、改善す どして、必 | 管理部門で3 て、(<mark>シ</mark> るなどして、 ⁻ るために、ス | 安全管理() を第 (ス いつ、輸 | ででする () () () | 。 、自然 全を確 | 然災害、テ 保するため | ロ、感ジ nに、安全 | 染症等への 全統括管理 |
| 力. · | 安全最優先の原則 マネジメントレビ: 安全統括管理者 | ュー キ. | 安全最優先 | ク. 追 | 運行管理 | ! ! | r. 経済力 | コ. 緊 | 急避難 |

V. 一般貸切旅客自動車運送事業者は整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなけれ